

令和 6 年定例会 9 月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和 6 年 10 月 8 日

総務企画常任委員会

総務務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和6年6月3日～令和6年9月9日

日時	活動区分	内 容	頁
6.13(木) 13:00～13:44	所管事務調査 ①	《上下水道部》 ■今後の合併処理浄化槽整備について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 上下水道部 細川部長ほか6名	4
6.14(金) 10:00～12:38	委員間討議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について ■事務事業評価について ■宮城県市議会議長会秋季定期総会提案議案について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—
6.26(水) 9:55～11:40	委員間討議	《委員のみ》 ■事務事業評価について ■宮城県市議会議長会秋季定期総会提案議案について ■意見交換会に係る委員会資料について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—
7.5(金) 9:58～12:25	所管事務調査 ②	《まちづくり推進部》 ■第三次登米市総合計画の策定について ■議会による事務事業評価 (対象事業: 移住・定住促進事業) 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか4名	-
8.5(月) 11:00～15:25	所管事務調査 ③	《消防本部》 ■高規格救急自動車整備事業の概要 《上下水道部》 ■保呂羽浄水場再構築事業の変更契約について 《総務部》 ■登米市施設等特定公募型ネーミングライツパートナーの募集(案)について ■登米市公有財産貸付料及び行政財産使用料の減免等基準(案)について	8

8. 5 (月) 11:00～15:25	所管事務調査 ③	《まちづくり推進部》 ■行政情報機器（内部情報系・ノート型P C）の購入契約について ■議会による事務事業評価 （対象事業：移住・定住促進事業） 〔出席者〕 浅田副委員長ほか7名 消防本部 小野寺消防長ほか3名 上下水道部 細川部長ほか7名 総務部 阿部部長ほか5名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか4名	8
	委員間討議	《委員のみ》 ■議会による事務事業評価 （対象事業：移住・定住促進事業） 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—
8. 20 (火) 10:00～15:56	委員間討議	《委員のみ》 ■議会による事務事業評価 （対象事業：移住・定住促進事業） 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—
	意見交換会	■登米電気工事事業協同組合との意見交換 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 登米電気工事事業協同組合理事長ほか11名	11
	委員間討議	《委員のみ》 ■意見交換会のまとめ 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—
9. 5 (木) 13:31～15:16	所管事務調査 ④	《契約検査室》 ■登米市発注工事（電気工事）の発注条件について 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名 契約検査室 会計管理者ほか3名	15
	委員間討議	《委員のみ》 ■登米市発注工事（電気工事）の発注条件について ■議会による事務事業評価 （対象事業：移住・定住促進事業） 〔出席者〕 日下委員長ほか委員8名	—

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査①】

1. 日 時：令和6年6月13日(木) 午後1時00分～午後1時44分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第1委員会室
3. 事 件：
＜上下水道部＞ 今後の合併処理浄化槽整備について
4. 出席者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
熊谷和弘、佐々木幸一、氏家英人

(上下水道部) 部長 細川宏伸、次長兼水道施設課長 鈴木安宏、
経営総務課長 佐々木隆、下水道施設課長 星 勝弘、
経営総務課長補佐 菅原直樹、水道施設課長補佐 高橋広人、
下水道施設課長補佐 杉田将幸、
下水道施設課長補佐 小出興嗣

(議会事務局) 主幹 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■今後の合併処理浄化槽整備について

(概 要)

本年2月9日の同事件所管事務調査において、浄化槽1基あたりに係る経費が使用料収入に対して4万8,000円超過している状況（令和4年度決算ベース）であり、下水道使用料を33%増額改定し、県内でも高い使用料としてはいるものの、将来的には更なる下水道使用料の値上げまたは整備手法の転換が必要であるとの説明を受けていたことから、その後の検討状況について調査を行ったもの。

➤ 浄化槽整備手法を「市設置型」から「個人設置型」へ変更

これまでは、市内全域で浄化槽を市設置型で整備し、ほぼ同じ市民負担のもと、生活排水処理サービスを提供してきたが、汚水経費に見合う使用料を徴収しておらず、多額の不足額を一般会計から繰り入れしていた。

しかし、現在は公営企業として独立採算性が求められ、必要経費に見合った負担を求めていく必要が生じている。管理基数の増加とともに経費は年々増加していく一方、人口減少のほか節水機器の普及に伴い、有収水量は年々減少している。

個人設置型のメリット

- ① 土地の仕様や設置条件などに制限がない
- ② 市が管理を行うことで発生する費用（人件費や使用料徴収委託費など）がなくなり、総費用の縮減につながる
- ③ 浄化槽を個人裁量で管理できることで、空き家対策などの課題への柔軟な対応が可能になる

個人設置への補助金

基 本：工事費の4割相当（国補助基準）

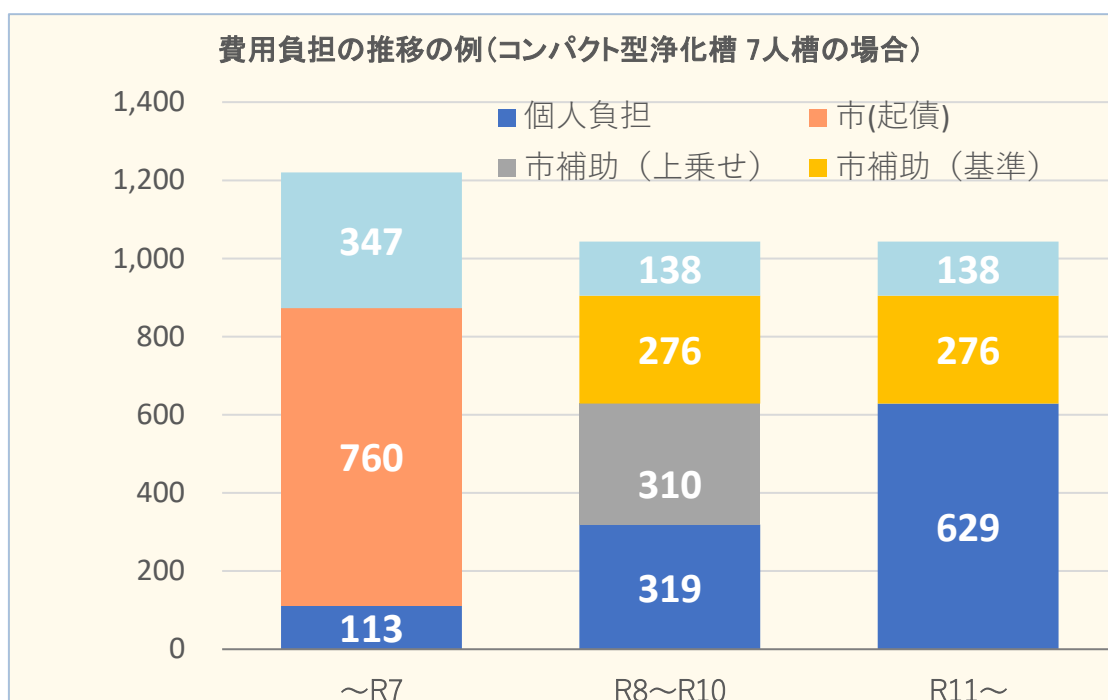
経過措置：令和8年～令和10年を水洗化の推進期間と位置付け、国補助基準額の4分の3を上乗せ

（整備手法変更から3年間は工事費の7割相当を補助）

市の財政負担

想定により効果は異なるものの、変更により多額の財政負担の軽減が見込まれる。

〔費用負担推移の例（コンパクト型浄化槽 7 人槽の場合）〕



〔一般会計の実質負担の比較〕

種別	項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11
継続	下水道事業会計への負担	115,863	139,255	145,590	152,098	158,109	163,946
変更	下水道事業会計への負担	115,863	139,255	129,475	129,960	130,262	130,266
	補助金(基準型)への負担	－	－	4,141	4,141	4,141	4,141
	補助金(上乗せ)への負担	－	－	23,246	23,246	23,246	－
	計	115,863	139,255	156,862	157,347	157,649	134,407
差		0	0	11,272	5,249	▲ 460	▲ 29,539

⋮

R38	R39	計
282,601	287,631	7,169,999
32,610	29,952	2,962,051
4,141	4,141	132,512
－	－	69,738
36,751	34,093	3,164,301
▲ 245,850	▲ 253,538	▲ 4,005,698

単位：千円

市管理浄化槽の取扱い（案）

・市設置から 10 年経過するまで

→ 従来どおり使用料を徴収し、市で管理する。

（「10 年間以上」は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準として、補助金の返還を要さないために必要な年数）

・市設置から 10 年を経過後

→ 順次、住宅所有者、使用者または土地所有者に譲与する。

（譲与時、必要な修繕や消耗部品の交換を実施）

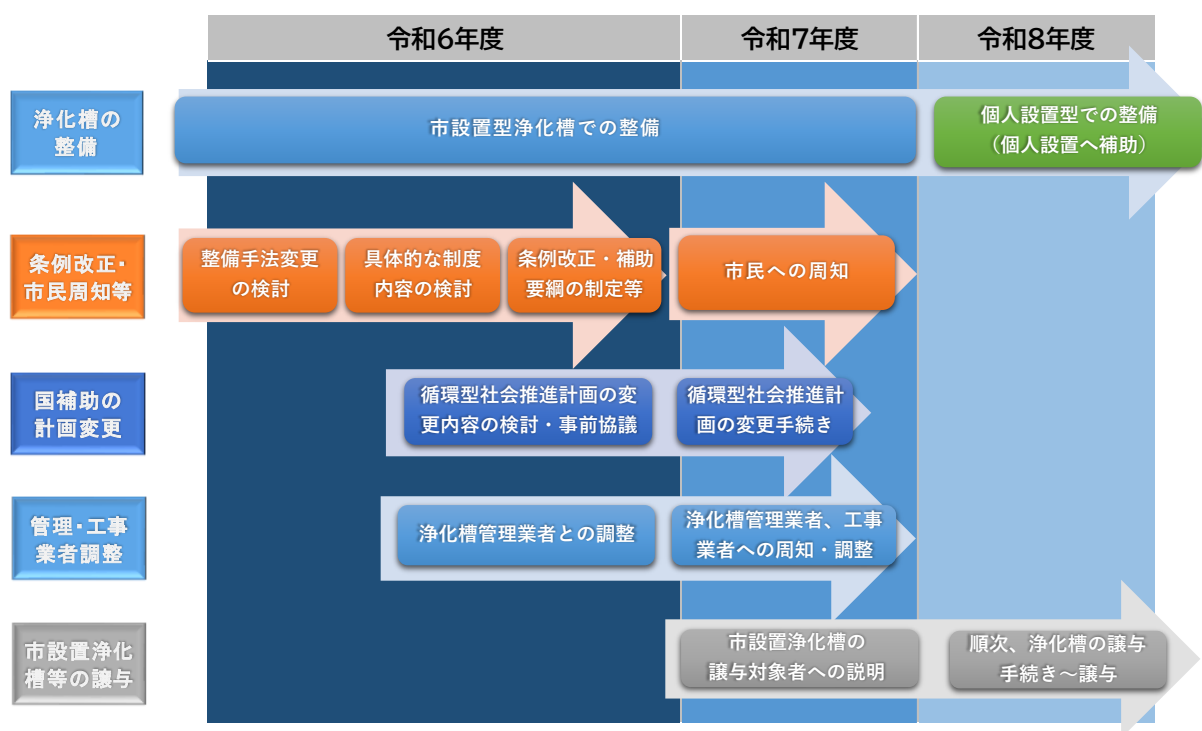
今後のスケジュール（案）

➤ 条例改正：令和６年度内

（浄化槽整備推進事業条例の改正、会計規則及び要綱等の制定など）

➤ 移行目標：令和８年４月１日

（移行まで１年間以上の周知期間を設ける）



（所 見）

２月９日の事務調査では「収支差額に対応し下水道料金を値上げする」案と、「整備手法を現在の市設置型から個人設置型へ転換する」といった対策の必要性が示された。

今回は、使用料を今後も上げ続けていけば、市設置型の手法で運営できるが総経費が増してしまうこと。もう一つは事業種別（公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・浄化槽（市設置型）・浄化槽（個人設置型））ごとの汚水処理経費で、本来使用料で賄うべき費用を基準外繰入している状況であり、浄化槽の基数が増えていき、使用料でカバーするにも事業種別間の負担の不均衡が大きくなることから、使用者と市の負担軽減を図るとともに、家屋の附帯設備である浄化槽を個人の裁量で管理できる、個人設置型へ変更する案が示された。

整備手法の変更による個人負担への補助金、市の財政負担軽減や採算性など、国の支援や先進自治体をよく研究し、実効性のある整備となるよう検討されたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和6年8月5日(月) 午前11時00分～午後3時25分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第1委員会室
3. 事 件：
 <総務部> 登米市公有財産貸付料及び行政財産使用料の減免等基準（案）
 について
4. 出 席 者：副委員長 浅田琢哉
 委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
 熊谷和弘、佐々木幸一、氏家英人

 （総 務 部）部長 阿部桂一、次長兼市長公室長 新田公和、
 参事兼総務課長 平井 崇、
 公共施設等利活用専門監 福泉 淳、
 副参事兼市長公室長補佐 松井 満、
 総務課財産係長 星 克憲

 （議会事務局）主幹 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

■登米市公有財産貸付料及び行政財産使用料の減免等基準（案）について

（概 要）

現在、公有財産の貸付及び行政財産の目的外使用について、原則では有償としているものの、登米市公有財産規則等により、用途によっては無償または減額貸付を可能としており、その判断は各施設所管課において個別案件ごとに判断されている状況である。

今後、無償または減額の判断を統一して行うとともに、適正な対価を得るために作成する減免等基準の内容について調査を行ったもの。

1 減免等基準（案）

対象者		現行	減免等基準 (案)	主な用途
地方公共団体 公共団体		無償	無償	市民の生命、身体又は財産の保護、市民の福祉向上、災害対応等によるもの
			減額 (上限 50%)	各団体が本来負担するべきものや、公共性等はあるものの利用者が限定されているもの
公共的団体	行政区	無償 有償	無償	集会所用地等住民の共同使用の用に供するもの
	社会福祉法人	無償	無償	第一種社会福祉事業（法的設立要件で行政又は社会福祉法人に限られるもの）例：特別養護老人ホーム
			減額 (上限 50%)	第二種社会福祉事業（法的設立要件で株式会社等の民間参入が可能なもの）例：老人デイサービス事業
	学校法人	無償	無償	学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校など）の用に供するもの
			減額 (上限 50%)	私立学校法に規定する収益事業の用に供するもの ※現在は該当なし
	一般社団法人 公益社団法人 特別認可法人 その他団体	無償	無償	無償で公共用又は公益事業の用に供するもの
			減額 (上限 50%)	有償で公共用又は公益事業の用に供するもの

ただし、政策的判断により協定等で定めがあるものは無償または上限 70%減額。

一物件を複数用途で使用する場合は各用途に応じて算定するが、無償部分が 8 割以上の場合は全体を無償とする。

国庫補助金等を活用して整備し、処分制限期限到来以前のものは期限到来まで無償とする。

2 適用時期

令和7年4月1日

※適用日時点で既に貸付（使用）している物件については、次回更新時から適用する。

3 激変緩和措置

令和7年4月1日時点の更新において本基準の適用により貸付（使用）料が生じる場合は、令和7年度を無償、令和8年度を基準適用額の2分の1相当額とし、令和9年度から基準適用額とする。

（所 見）

公有財産の貸付などは原則有償としているが、取扱いについては、施設所管課で個別案件ごとに判断している。また、収益事業の場合でも、公共的団体であれば無償としている。

こうした状況の中で、統一した基準を作成して減免等を判断できるようにするものである。

特に社会福祉法人などで影響が出るものと思われるので、丁寧な説明が必要である。

総務企画常任委員会 活動概要

【意見交換会】

1. 日 時：令和6年8月20日(火) 午後1時55分～午後3時25分
2. 場 所：迫庁舎 2階 大会議室
3. 内 容：登米電気工事事業協同組合との意見交換会
4. 出席者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
熊谷和弘、佐々木幸一、氏家英人

(登米電気工事事業協同組合)

理 事 長 (株)迫防災会長 千葉 吉男
専務理事 (有)小堀電気代表取締役 小堀 孝夫
理 事 亀井電気(株)取締役 千葉 養一
理 事 村上電業(株)代表取締役 村上 正弘
理 事 (株)高周代表取締役 松下 仁
監 事 (有)阿部電気工事代表取締役 阿部 正
監 事 (有)五島電機代表取締役 五嶋 克浩
組 合 員 (有)佐々木電気工事代表取締役 佐々木 伸次
組 合 員 (株)佐々木電業代表取締役 佐々木 初男
組 合 員 (株)迫防災代表取締役 千葉 隼人
組 合 員 亀井電気(株)代表取締役 亀井 政利

(議会事務局) 主幹 庄司美香

5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■登米電気工事業協同組合との意見交換会

(概 要)

令和6年3月25日付けで登米電気工事業協同組合より議長あてに、市発注工事に係る発注条件の市内業者優先拡充を要望する「登米市発注工事に関する要望書」が提出された。

5月16日には所管事務調査として、登米市発注工事（電気工事）の状況について契約検査室から説明を受けたものの、同組合の現状及び課題を把握し、要望内容の理解を深めるため意見交換を実施したもの。

なお、要望内容及び当該内容に対する契約検査室の対応状況については次のとおりである。

要望内容	契約検査室の対応状況
1. 登米市発注大規模工事においても、市内中小企業によるJV手法の採用や工事の細分化による分離発注等により、参入機会を最大限に確保していただきたい。	大規模工事においては、建築、機械設備、電気設備などに分離して発注を行い、市内業者の受注機会の確保に努めている。
2. 現在 5,000 万円未満の一般競争入札条件が宮城県内本社となる場合について、市内業者限定での発注条件に緩和していただきたい。	令和6年度から、1億円未満の制限付一般競争入札において、市内業者で競争性が確保できる場合は、市内業者のみとするよう指名基準の見直しを行った。
3. 現在 5,000 万円以上の一般競争入札条件が宮城県営業所及び宮城県本社となっていることについて、市内業者優先の発注方式に緩和していただきたい。	ただし、工事内容によっては技術力、専門性、特殊性を勘案し、発注担当課からの内心によって県内に範囲を広げる場合もある。
4. 電気設備工事は建築工事等の進捗の影響が大きく、工期逼迫が多くあることから、工期の遅延による影響の緩和と、工程が守られることによる休日確保の体制作りができるよう検討いただくとともに、週休二日制が建設工事全体に及ぶよう適切な工期設定をしていただきたい。	設計する発注担当課に対し、工期に関する国の通知等を送付し、適切な工期の設定及び管理を行うよう指導している。

意見交換会において、改めて登米電気工事業協同組合から出された意見等は次のとおりであった。

1 現状及び課題

- ① 人手不足が深刻である。官公庁の仕事は書類が複雑が多いためデジタル化し、書類を速やかに作成できるよう設備投資をしながら努力している。
- ② 東日本大震災の復旧復興も半ば終わり、仕事は少なくなっている中で、政府からは人件費を上げるよう言われ非常に苦勞している。建設業に集まる若い人も少ない。
- ③ 登米市では、一般競争入札で 5,000 万円以上の場合、入札参加条件を宮城県内本社と広げるが、他地区ではほとんど市内本社または支店を条件としている。市内の仕事には市外業者に参入されるが、市外の仕事には参入することができない。

2 組合の意見

- ① 他市町村では、現在 5,000 万円以上も含めてほとんどが市内本社または支店がある業者を条件として発注されており、登米市から他市町村の工事に応札できなくなっているが、登米市は宮城県内に本社のある事業所が応札できるため、不公平感を感じる。
登米市内の仕事を登米市内の業者が受注できるよう、5,000 万円以下の工事に関しては完全に登米市内業者に限定されたい。
- ② 5,000 万円以上の工事に関して、S 等級業者は単独でも、A 等級業者は J V を組むことを可とする条件で発注することについて検討されたい。
- ③ これまで建築関係の J V 発注では、S 等級が親で A 等級が子の 2 社発注で行われている。J V では大手の下に入らなければならないが、S 等級は親のみ、A 等級は子のみと決められると、市内 S 業者は親にしかねず大手と組んで受注することができなくなることから、市内 S 業者は親にも子にもなれるという発注方式をお願いしたい。
- ④ 地元業者のみで J V を組む場合、電気工事では 3 社以上で J V を組むことを可能とする発注に配慮いただきたい。
- ⑤ 総合評価で発注する場合は、地元貢献に大きな点数をいただきたい。
電気工事業協同組合は市と災害協定を結び、災害時はもとより緊急的な修繕等にも対応していることから、地元業者に重きを置いていただけるとうお願いしたい。
- ⑥ 現在、比較的予定価格の低い物件に入札の不調が出ているのは、物価版記載価格と実勢価格との差が大きいためと思われる。資材の高騰により、物価版単価で購入できない資材も増えていることから、入札直前に資材の実勢価格を反映した設計単価を再積算していただきたい。
- ⑦ 建築が終わらないとできない電気工事は多々あり、建設で工期を取られると、工期内の完了を目指し寝ずに工事を行わなければならない。今は建設業でも人手不足があり、なおさら工期を長く取られることが多いので、監督員が工程や現場を綿密に見て対応していただきたい。



〔 意 見 交 換 会 の 様 子 〕

（ 所 見 ）

深刻な人手不足に加え、最低賃金の値上げなど電気工事業を取り巻く環境の厳しさが伝えられる中、本市の入札条件について問題提起された。

中でも、一般競争入札では設計金額が 5,000 万円以上の場合、他市町村の多くが自市町村内に本社または支店を置いていることを条件としているため、本市の事業者は他自治体の工事を受注できない状況であるにも関わらず、本市では宮城県内に本社がある場合としているため、他自治体から応札される状況にあり不公平感が感じられ、苦境が続いているとのことであった。

今回の意見交換会の内容を受け、本市の入札条件について、引き続き所管事務調査を行うこととした。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和6年9月5日(木) 午後1時31分～午後3時16分
2. 場 所：迫庁舎 3階 第1委員会室
3. 事 件：
＜契約検査室＞ 登米市発注工事（電気工事）の発注条件について
4. 出席者：委員長 日下 俊、副委員長 浅田琢哉
委 員 伊藤善博、曾根充敏、須藤幸喜、岩渕正弘、
熊谷和弘、佐々木幸一、氏家英人

(契約検査室) 会計管理者 金澤正浩、契約検査室長 富士原幸治、
契約検査室長補佐 佐々木真、契約係長 熊谷祐一郎

(議会事務局) 主幹 庄司美香
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■登米市発注工事（電気工事）の発注条件について

（概 要）

過日実施した登米電気工事業協同組合との意見交換会において、本市の電気工事発注条件が、他自治体と比較して地元業者の受注に不利な状況にあるとの意見であったことから、本市の発注条件並びに実績について所管事務調査を行ったもの。

登米市の電気工事の競争入札に係る基準Ⅰ

①登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程

等級	【格付基準】 経営事項審査の総合評定値	【発注基準】 請負工事金額の範囲
S	850 点以上	1,000 万円以上
A	650 点以上	500 万円以上～5,000 万円未満
B	649 点以下	500 万円未満

②登米市指名競争入札参加指名基準

金額	指名業者数
1,000 万円以上	7 社以上
500 万円以上～5,000 万円未満	5 社以上
500 万円未満	3 社以上

③登米市建設工事入札参加資格制限付き一般競争入札実施要項

区分	金 額	条 件
条件付	1 億円以上	県内に本店、支店等
制限付	1,000 万円以上～1 億円未満	原則として市内に本店、支店等

※工事の内容により、必要な条件を付加することができる。

登米市の電気工事の競争入札に係る基準Ⅱ

①指名等基準

地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 に基づき、内規により、案件ごとに個別に検討している。

近隣自治体においても内規により運営しており、正確な状況を把握することはできかねるが、基本的には市内業者を優先しつつ、工事の内容や競争性を案件ごとに検討しながら入札を進めていると推察される。

②その他

一般競争入札を適用する電気工事の設計金額について、官製談合防止法違反事件を受けて行った入札制度改革による再発防止策の一つとして、令

和 2 年度より、競争性の向上を図る観点から 1,000 万円以上に引き下げた。(従来は 5,000 万円以上)

J V (共同企業体方式) の発注

資格要件の設定は発注担当課において個別に検討しており、S 等級同士での構成、3 者での構成も可能である。

電気工事の発注状況 (令和 5 年度)

市	入札区分	入札 件数	落札件数			不落件数		受注率	
			市 内	県 内	計	中 止	不 調	市 内	県 内
登米市	一般競争入札	6	3	2	5	0	1	60.00%	40.00%
	指名競争入札	15	12	0	12	0	3	100.00%	0.00%
	計	21	15	2	17	0	4	88.24%	11.76%
石巻市	一般競争入札	7	2	2	4	2	1	50.00%	50.00%
	指名競争入札	6	4	0	4	1	1	100.00%	0.00%
	計	13	6	2	8	3	2	75.00%	25.00%
栗原市	一般競争入札	3	2	1	3	0	0	66.67%	33.33%
	指名競争入札	27	13	8	21	1	5	61.90%	38.10%
	計	30	15	9	24	1	5	62.50%	37.50%

(所 見)

令和 2 年度から一般競争入札を適用する電気工事の設計金額が 5,000 万円以上から 1,000 万円以上に引き下げられたことは、競争性を図る観点とはいえ、市内業者にとってマイナスの側面を持つものとなってしまった。しかし、令和 6 年度から 1 億円未満の制限付き一般競争入札の基準は、市内業者で競争性を確保できる場合、市内業者のみを指名することに見直しが図られている。

また、令和 5 年度実績では一般競争入札が 6 件行われ、不落となった 1 件を除く 5 件中、市内業者の落札は 3 件であった。県内業者が落札した 2 件については、技術力、専門性、施工実績、信用度等を勘案した特殊技術が優先されたものと捉えている。また、指名競争入札が 15 件行われ、不落となった 3 件を除く 12 件すべてを市内業者が落札している状況でもある。

契約検査室にあつては、今後も引き続き公平性及び競争性の確保を保持するとともに、市内業者を優先する視点を強く意識し、善処されたい。

登米電気工事事業協同組合から提出された要望書は全議員に配付し、共有を図っているが、当委員会としては今後の状況を注視していきたいと考える。